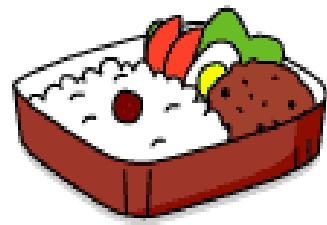


# 高梁市給食サービス事業



高梁市社会福祉協議会では、在宅サービスの一環として、宅配による食事の提供と安否確認を実施しています。

## 【利用対象者】

調理等が困難で、次のいずれか条件を満たす方

○一人暮らしの高齢者・障害者

(高齢者とは概ね65歳以上の方、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の方のことです)

○高齢者・障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者・障害者

## 【配食日】

- ・高梁地域 週4回夕食を配達 (月・火・木・金)
- ・宇治地区 週4回夕食を配達 (火・水・木・金)
- ・有漢地域 週1回夕食を配達 (水)
- ・成羽地域 週3回夕食を配達 (月・水・金)
- ・川上地域 週3回昼食又は夕食を配達 (月・金は夕食、水は昼食)
- ・備中地域 週1回夕食を配達 (木) (上布賀のみ週2回 月・木)



※祝日、盆(8月14日～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みします。

## 【利用料】

1食500円

○原則、支払いは口座振替(取扱金融機関:晴れの国岡山農協、備北信用金庫、ゆうちょ銀行、トマト銀行)

※1ヶ月分の利用料をまとめて翌月支払いとなります。

## 【注意事項】

- お弁当をお届けする時間は、午後3時から5時までの間（川上地域の水曜日のみ11時から12時の間）です。
- お弁当は地域のボランティアさんがお届けします。安否確認のため原則、手渡しになりますので、必ず家にいてお受け取りください。
- お弁当を休止するなど変更がある場合は、前日の午前中までに連絡してください。連絡がない場合は、利用したことになりますので、ご注意ください。

## 【申請方法】

- 給食サービスを希望される方は、高梁市または高梁市社会福祉協議会 地域福祉課及び各支所までお問い合わせください。
- 申請から利用開始まで、1週間程度要します。
- 休止期間が1年を経過した場合は、再度申請が必要となります。



### 問い合わせ先

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会	地域福祉課	電話	22-7243
有漢支所	電話	57-3218	成羽支所
川上支所	電話	48-9770	備中支所
高梁市高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）			電話 21-0300
高梁市健康福祉部福祉課			電話 21-0284

※給食は必ずその日のうちにお召し上がりください。